## 被災者自立再建促進プログラム「4 つの視点」に関する課題と対応

記載内容は、WGにおいて検討した事項で継続となっている課題や、アドバイザーとの意見交換会において意見のあった内容となっています。

4 つ0	の視点項目	現状	現状の課題	具体的対策とその考え方	左の具体的効果	担当課	摘要
I 住まい	1住まい再建が 中々進んでい ない	1 仮設住宅の供与期限 までに再建が実現でき ないおそれがある世帯 がある	1 仮設住宅供与期限内の退去を目指した自立 困難世帯、再建方法等の具体性に欠ける世帯 への支援と指導の体制強化  2 再建方法の具体性について、継続的な状況 確認や後押しが必要	1 自立生活支援事業で自立生活専門員・支援員による相談支援、手続き支援等を実施してきたが、それだけでは解決できない健康面や経済面等様々な課題を抱えた世帯への支援として、10月から伴走型被災者支援事業を開始した。  2 「すまい再建に関する届出書」に記載された再建方法で供与期限内の再建が可能となるよう、継続的に訪問等で確認していく。	1 被災者に伴走する形で住まい探しや被災者が抱える課題の解決に取り組むこと恒久住宅への円滑な移転が図られる。  2 訪問を継続的に行い再建状況の確認と促しを行うの円滑な住まいの再建が見込まれる。		・被の果要・に課多携なし調を後者に認っていいという。では、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次
		2 復興公営住宅に事前 登録をしているが、入 居申込みをしない世帯 がある	1 事前登録済で入居申込みをしない世帯の対策	1 事前登録をしている世帯の中には、申込みする 住宅や他の再建方法を検討している等の理由に より、入居申込みをしない世帯がある。入居先の 住宅が決まっていない世帯には、戸別訪問や電話 連絡を行い、個別に事情を伺いながら入居申込み を促している。	1 入居を希望する地区や時期等について、個別の事情を何うことにより、意向に沿った住宅への案内が可能となり、入居申込みにつながっている。	復興住宅課	引続き、個別に 入居申し込みの 促しを行う。
	2 公営住宅の有効活用について	1 復興公営住宅の一般 公営住宅化について	1 復興公営住宅の退去状況(退去の理由別件数)を踏まえた、今後の住宅管理について 2 復興公営住宅の最終着工時期及び空き戸の 状況による一般公営住宅化の時期について	全ての被災者が住宅を再建された上で、退去等により復興住宅に空き戸が発生した場合には一般市営住宅として管理する。 (県内ルールとして、全ての復興住宅が着工した上で、空き戸が発生した場合には一般市営住宅としての募集が可能となる。)	全ての被災者が再建した後の空き戸を一般公営住宅として既存市営住宅と一体的に管理することで、適切な市営住宅の管理を進めることができる。	住宅管理課	
健康・福祉	1 孤立防止と 健康増進について	1 復興公営住宅等にお ける健康調査の実施状 況	1 仮設住宅から復興公営住宅へ移転したことにより孤立して健康状態が悪化する傾向がある	1 平成 27 年度から復興公営住宅入居者全世帯を対象に入居 1~2 か月後に家庭訪問による健康調査を実施し、健康状態及び生活のニーズを把握及び潜在化している要フォロー者に対する具体的な健康支援事業等に結び付けた。また、平成 29 年度から復興公営住宅等での「出張版まちの保健室」の開催で、看護師等による健康相談、健康チェックを実施し、健康状態の悪化予防に努めている。	1 H28 年度回収率 81.1%、 1人世帯 51.2%、入居者の健康状態の確認で、要フォロー者を必要な支援に繋ぎ、健康状態の悪化予防ができた。また、「出張版まちの保健室」を寿楽荘等で開催し、復興住宅からの参加が多く、健康保持に役立っている。	健康推進課	
			2 復興公営住宅等における見守り体制について(緊急通報システム含む。)	2-1 地域生活支援員の訪問、声がけ等による見守りでの孤立防止に努めている。	2-1 訪問、声がけ等を行うこと により引きこもりがちな世 帯の早期発見、孤立防止が図 られる。		

4 つの視点項目		現状	現状の課題	具体的対策とその考え方	左の具体的効果	担当課	摘要
				2-2 (支え合い活動支援事業) 地域住民の孤立や健康への影響、新しい地域で 暮らす上での不安などを解消するため、小地域福 祉活動の各種サロンに助成金を交付して支援し ている。助成金には、各種サロン活動の立ち上げ 支援や、継続活動支援があり、関係各課及び社会 福祉協議会等で交付している。	2-2被災者の引きこもりや孤立 を防ぎ、心身の健康維持につ ながっている。 ・コミュニティづくりに役立っ ている。	福祉総務課	
				(ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業) 在宅のひとり暮らし老人等の日常生活の安全 を確保と不安解消のため、緊急通報システム機器 を貸与し、緊急事態に迅速な対応ができる体制を 整備している。	ひとり暮らし老人等の日常生		
Ⅲ 暮らし向き (家計)	1 生活困窮者対策について	1 仮設住宅入居者への 取組	1 生活困窮により自立再建が困難な世帯への 対策	1 伴走型被災者支援事業により、家計相談、就労 支援等で経済的自立と恒久的な住まいへの円滑 な移転を支援していく。		生活再建支 援課	
		法による取組 ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金の 支給 ・生活困窮世帯の子ど ・もの学習支援事業 ・合っ る話	<ul> <li>・生活困窮者自立支援法による支援は、本人からの申請や本人の同意がなければ行うことができないため、ニーズがあっても見えにくく、支援につながらない。</li> <li>・生活困窮者自立支援法による直接的な金銭給付を求めてくる場合が多いが、本法による支援は、金品を支給することを目的としていないため、「ニーズ」と、「できること」とがかけ離れていることが多い。</li> </ul>	1 ・庁内各部局や民間活動団体等とのこれまで以上の連携に努め、アウトリーチの手法も取り入れながら、支援が必要な者が必要な支援に結びつくようにしていく。 ・対象者個々人の状況に応じ、急迫している場合には必要に応じて生活保護制度の利用を促すなど、状況に応じた適切な支援に結びつくよう支援していく。	1 ・アウトリーチによりニーズの 発見がしやすくなり、早期の 対応が可能となる。 ・状況に応じた必要な支援に結 びつけることができる。	保護課	生活困窮の要因は複合的であり、世代間の連鎖(貧困の連鎖)も問題となっている。施策全体の問題として捉える必要あり。
			2 現状の支援からこぼれる被災者等について ・生活困窮者自立支援法や生活保護法は、最 終のセーフティネットであり、「困窮状態」 に陥らないような施策(雇用、住宅、医療、 介護、福祉等の施策)が重要。		・「困窮状態」になる者の減少が 見込める。		
		3 被災した個人の雇用 対策等の状況	1 雇用環境と雇用の現状について	1 ア. 就労相談会 ハローワーク石巻が保護課と共同で毎週水曜 日に生活困窮者を対象とした巡回相談を行っ ている。		商工課	
				イ. 被災地域テレワーク 在宅就労支援のお仕事説明会を随時実施。登録 者89名が学習及び就労を行っている(9月末 時点)。 ウ. 高齢者の就業支援 石巻市シルバー人材センターの新規会員の獲 得を目的として、毎月2回センター事務所にて 入会説明会を行っているほか、平成28年10 月からは各総合支所単位での説明会も実施し	している。 ウ. まだ会員獲得について目に 見える効果が出ておらず、引き		

4 ⊃ <i>0.</i>	)視点項目	現状	現状の課題	具体的対策とその考え方	左の具体的効果	担当課	摘要
N コミュニテ イ	1 自治会組織の設立状況について	1 自治会の組織化が遅れ、自治会活動が停滞 している。	1 自治会の組織化が遅れている地域への支援	1 自治会の設立については、住民の任意団体であるが、新蛇田地区等、様々な地区から転入してきた住民によって構成される地区では、住民同士のつながりが薄いことから、行政が後方支援を行っている。	1 新蛇田地区(4地区) ・1地区で「のぞみ野第二町内会」が本年6月に設立。 ・1地区は設立準備会を設置。 ・2地区で、検討会を進めている。 2 新蛇田南地区 ・区割検討会を開催。 3 あけぼの北地区 ・設立準備会を設置。	地域協働課	
	2 コミュニティ支援について	1 新市街地や復興公営 住宅におけるコミュニ ティ支援	1 様々な地区から転入してきた住民によって 構成される新市街地や復興住宅地区では、住 民同士のつながりが薄い	1-1 住民自治組織に対し、コミュニケーションづくりを推進する事業を実施した場合、「石巻市コミュニティづくり支援補助金」を交付している。※補助金の額 上限10万円また、県の「地域コミュニティ再生支援事業補助金」への申請のサポートを行っている。 1-2 支え合い活動支援事業(再掲)地域住民の孤立や健康への影響、新しい地域で暮らす上での不安などを解消するため、小地域福祉活動の各種サロンに助成金を交付して支援している。助成金には、各種サロン活動の立ち上げ支援や、継続活動支援があり、関係各課及び社会福祉協議会等で交付している。	顔のみえる関係の構築に寄 与している。 (再掲) 1-2被災者の引きこもりや孤立	地域協働課福祉総務課	
		2 仮設住宅におけるコミュニティ支援	2 仮設住宅の入居戸数も減り、これまで以上に孤立する世帯が顕在化している。	<ul> <li>2-1 仮設住宅での孤立防止、コミュニティ維持、防犯等を目的に集約化を進め、再建時期未到来や再建方法未定の世帯には仮設間移転を可能としている。</li> <li>2-2 懸念世帯に対しては、地域生活支援員によるコミュニティ面での配慮や、見守り等による孤立防止に努めることとしており、また、仮設間移転者については、エリア間の引継ぎで情報共有し、スムーズに見守り支援していきます。</li> </ul>	2 仮設入居者の孤立感をやわらげる効果が得られる。	生活再建支 援課	